【資料１－１】

北海道胆振地域公共交通活性化協議会
令和５年度事業報告

１　北海道胆振地域公共交通計画の策定について

国の法改正により、すべての地方公共団体において、地域交通に関する基本計画となる地域公共交通計画の作成が努力義務化された。

これを踏まえ、地域の実情を見据えた持続可能で地域に最適な公共交通ネットワークを構築するため、マスタープランとして、広域的な地域公共交通計画（以下「広域計画」という。）を策定【概要別添 資料１－２】。

（１）広域計画の策定方法

ア　広域計画の作成及び実施のための必要な協議を行う場として、本協議会を設置

イ　プロポーザル方式により選定した日本データサービス株式会社に業務委託

【委託内容】

・地域概況及び関連計画の整理
・地域公共交通実態調査の実施
・住民等の広域移動ニーズ調査の実施
・地域公共交通計画（案）の作成
・協議会等の運営支援

（２）広域計画策定の財源

補助対象経費のうち、国：１／３、道：１／３、構成市町：１／３

（３）広域計画策定までの経緯

年　月	内容
令和５年４月	第１回総会 ・協議会設置、予算案の決定 地域公共交通計画策定支援業務第１回プロポーザル審査会 ・審査基準、選定方法等のプロポーザル審査の実施要領を審議
４月～５月	公募型プロポーザルによる募集（胆振総合振興局HP）
５月	地域公共交通計画策定支援業務第２回プロポーザル審査会 ・企画提案書及びヒアリングに基づき、事業者を選定 地域公共交通計画策定支援業務の契約締結 委託先：日本データサービス株式会社
７月	第２回総会 ・計画策定の経過を報告、計画策定に向けた各種調査案等を協議
７月～８月	各種調査実施（乗降調査、住民アンケート等）
１０月	第３回総会 ・各種調査結果について報告、計画の方向性等を協議
１１月	第４回総会 ・計画（素案）、今後のスケジュール等を協議
２月	パブリックコメント（１カ月間） ・計画（原案）についてパブリックコメントを実施
３月	第５回総会 ・計画の決定

※ 総会：計５回、幹事会：計４回、分科会：計３回

２　本協議会と胆振地域生活交通確保対策協議会の統合について

路線バスに対する運行費補助にあたり必要となる地域間幹線系統確保維持計画等については地域生活交通確保対策協議会（地域協議会）において策定していたが、国の関係法令及び国庫補助要綱の改正により、地域公共交通活性化協議会（本協議会）において策定することとなったことから、当地域の協議会運営の効率化のため、令和６年３月開催の第５回総会で地域生活交通確保対策協議会（地域協議会）を本協議会に統合を決定（令和６年４月１日施行）。